

令和7年度東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価及びエネルギー価格の高騰等の影響を受けている中小企業のランニングコストの削減に資する取組を支援するとともに、事業者が行うCO₂排出量削減の取組の促進による脱炭素社会の実現を図るため、市内の事業所において省エネルギー設備への更新及び太陽光発電システム等の導入（以下「導入等」という。）を行う事業者に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同条第5項に規定する小規模企業者（個人事業主である者を含む。）を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店又は支店若しくは営業所等の事業所を有する中小企業
 - (2) 市税等（法人の場合は、法人市民税、固定資産税、水道料及び下水道使用料をいい、個人事業主の場合は、個人市民税、固定資産税、水道料及び下水道使用料をいう。）を滞納していない者
 - (3) 次条に規定する補助対象事業について、東根市の他の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者
 - (2) 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者
 - (3) 公序良俗に反する事業を行っている者

- (4) 事業活動等に必要な許認可等未取得していない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める者
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所において別表に定める補助対象設備の更新（補助対象設備の購入、運搬、設置及び更新に伴う撤去をいう。）又は導入（補助対象設備の購入、運搬、設置をいう。）を他の事業者（当該補助対象者と資本関係（一方が他方の株式を所有し、又は一方が他方に投資している関係をいう。）がない者に限る。）に委託等して実施する事業とし、補助金の交付の対象となる要件、経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

- 2 別表に定める補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 補助金の交付決定の日より前に着手（購入又は発注をいう。）した事業は、補助金の交付の対象としない。
- 4 補助金の交付は、令和7年度において1補助対象者につき、別表の補助対象設備ごと1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の額に同表に定める補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は同表に定める補助上限額のいずれか低い額とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる書類（見積書等の写し）
- (2) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- (3) 補助対象設備の設置場所の位置図・配置予定図
- (4) 従前の設備の状況が確認できる書類・写真（省エネルギー設備のみ）
- (5) 定款及び登記事項証明書（登記を必要としない営業所等の事務所の場合は、営業所等の事務所の開設を確認することができる書類）又はこれに代わるもの（個人事業主の場合は、開業届出書又は直近の確定申告書及び顔写真付きの身分証明書若しくは住民票）の写し

(6) 市税等情報確認承諾書（様式第2号）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（対象事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日から補助対象事業が完了するまでの間において、補助対象事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、変更する内容について、補助金の額が2割以内の減額の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助対象事業の変更又は廃止を認めたときは、速やかに東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業変更（廃止）承認書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助対象事業の内容変更による補助金の額の変更は、当初の補助金の交付決定額以内の額で行うこととする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日までに、東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（領収書等の写し）

(2) 補助対象経費に係る明細書又は請求書の写し

(3) 設備の導入等を行う前の状況を示す写真

(4) 設備の導入等を行った後の状況及びその品番ラベルの写真

(5) 補助金交付申請時から補助対象経費の額に変更が生じた場合には、当該変更後の補助対象経費の額が分かる書類（変更後の見積書等の写し）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の補助事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて補助対象設備の設置工事等に関する書類の提示、現地調査等を求めることができる。

(額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該補助事業者へ通知する。

(請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに東根市中小企業省エネ設備等導入支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(取消及び返還)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りやその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象設備	補助対象要件	補助対象経費	補助率等
省エネルギー設備（エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器） ※既存設備からの更新であり、補助対象経費が20万円以上の事業のみ対象とする。	新品の状態で購入した設備で、次の各号のいずれかを満たすものの又は市長が適当と認めるもの （1）この要綱の施行日時点で最新の基準による統一省エネラベル（エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく小売事業者表示制度で、省エネ性能を星の数で多段階評価したものをいう。）の多段階評価が星4以上のもの （2）多段階評価の表示がない設備で、従前の設備と比較して、15%以上または同等以上と認められる省エネ効果等がホームページ、カタログ等で確認することができるもの	設備の購入、運搬、設置及び更新に伴う既存設備の撤去に要する経費	補助対象経費の1／3（上限500千円）
省エネルギー設備（LED照明器具、LED電球） ※既存設備からの更	新品の状態で購入した設備で、従前の設備と比較して、15%以上または同等以上と認められる省エネ効果等がホームページ、カタログ等で確認することができるもの	設備の購入、運搬、設置及び更新に伴う既存設備の撤去に要する経費	補助対象経費の1／3（上限500千円）

新であり、補助対象経費が20万円以上の事業のみ対象とする。			
太陽光発電システム	新品の状態で購入した設備で、次の各号のいずれかを満たすものの (1) 新規に太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置するものの (2) 既に太陽光発電設備を設置しており、新たに蓄電池のみ設置するもの		【同時設置】 蓄電池の初期実効容量 1 k W h × 50 千円 (上限：500千円) 【蓄電池のみ設置】 蓄電池の初期実効容量 1 k W h × 20 千円 (上限：200千円)
ペレット・薪ストーブ	新品の状態で購入した設備で、次の各号のすべてを満たすものの (1) 新規に設置するもので、業務用として使用するものの (2) E N (ヨーロッパ・ノーム)、E P A (米国環境保護庁) 等の承認を受けた設備、二次燃焼機能若しくはこれと同等以上の機能を有する設備又は当該承認を受けた設備と同等の水準	設備の購入、運搬、設置に要する経費	補助対象経費の 1 / 3 (上限500千円)

	の環境性能を有するもの		
--	-------------	--	--

備考 店舗併用住宅の場合は、省エネルギー設備については店舗部分にのみ設置する事業、太陽光発電システム及びペレット・薪ストーブについては、店舗部分の床面積が当該建物の延べ床面積の2分の1以上を占める建築物に設置する事業を対象とする。ただし、ペレット・薪ストーブについては、店舗部分に設置するものに限る。